

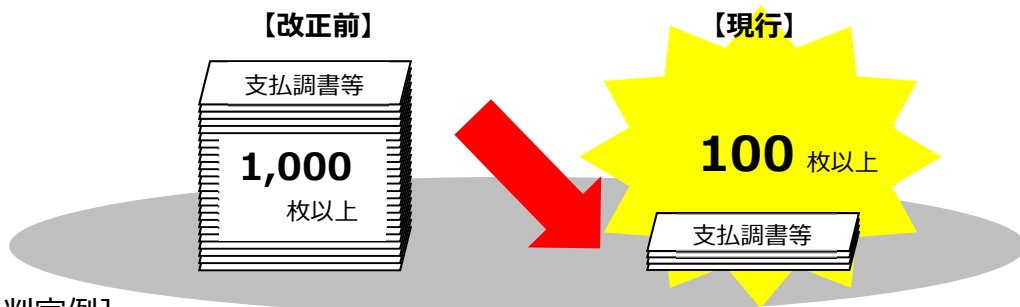
令和3年1月1日以降 に市町村に提出する「給与支払報告書」等から

eLTAX^{エルトアクス} 又は光ディスク等 による提出基準が引下げられました!

○前々年に提出すべき支払調書等の枚数※が「100枚以上」の場合、
給与支払報告書は電子提出（eLTAX・光ディスク等）が義務化されております。

※支払調書等の枚数・・・給与支払報告書にあっては、所得税に係る給与所得の源泉徴収票の枚数

○はじめて光ディスク等で提出される場合は、事前の手続きが必要となりますので、下記までお問い合わせください。



[提出義務の判定例]

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------------------------------------|-------------------------------------|--|--|
| <税務署> 給与所得の源泉徴収票 90 枚 | <税務署> 給与所得の源泉徴収票 110 枚 | <税務署> 給与所得の源泉徴収票 110 枚 | <税務署> 給与所得の源泉徴収票 95 枚 |
| | | <市町村> eLTAX・光ディスク等 提出義務なし | <市町村> eLTAX・光ディスク等 提出義務あり |

前々年(令和2年)の給与所得の源泉徴収票の提出枚数が100枚未満のため電子データ又は紙のいずれの方法でも提出可能。

前々年(令和3年)の給与所得の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上のため電子データによる提出が必要。

お問い合わせは、佐伯市役所税務課市民税係（TEL0972-22-4501）まで